

報道関係者各位

令和2年9月25日

【照会先】

職業安定局 雇用保険課

課長：長良 健二

課長補佐：伏木 崇人

(代表) 03-5253-1111 (内線 5761)

(直通) 03-3502-6771

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請期限を見直します

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、支給の対象とする休業期間を9月30日から12月31日に延長することとされていますが、円滑な申請を可能とする観点から、対象期間の延長と併せて、申請期限を以下のとおり見直すこととしましたのでお知らせします。

【対象休業期間の延長及び申請期限の見直しの内容】

休業した期間	申請期限	
	旧	新
4月	令和2年9月30日(水)	令和2年12月31日(木)
5月		
6月		
7月		
8月		
9月	令和2年12月31日(木)	令和3年3月31日(水)
10月	-	
11月		
12月		

申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。

(例：9月の休業であれば10月1日から申請可能)